

地域情報冊子広告掲載要領

1 趣旨

この要領は、日立市広告掲載要綱（平成20年3月4日市長決裁。以下「要綱」という。）第3条第6号及び日立市広告掲載基準（平成20年3月4日市長決裁。以下「広告掲載基準」という。）第4条の規定により、地域情報冊子への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 掲載可能な広告の種類等

地域情報冊子に広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、要綱及び広告掲載基準の規定によるものとする。

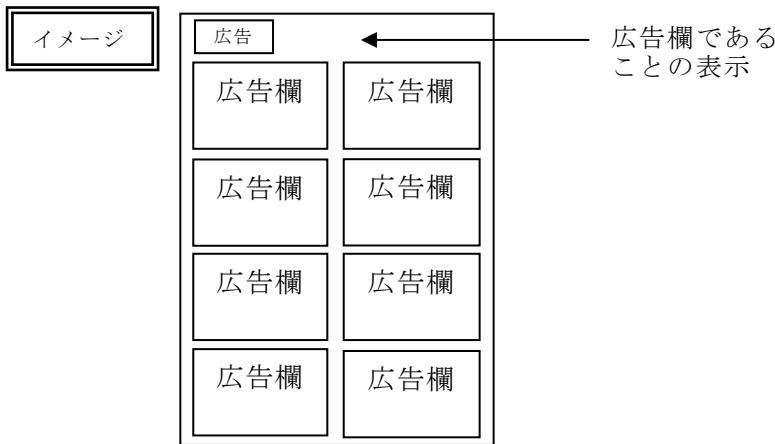
3 広告を掲載する冊子

広告を掲載する冊子は、「地域情報冊子」とする。

4 広告の規格、掲載位置、掲載料等

原則として次のとおりとする。

名称		地域情報冊子
規格	判型	B5
	ページ数	40ページ
発行部数		20,000部
発行頻度		単発
配布範囲		日立市内外（日立市をPRする資料として配付）
配布方法		転入時や市PRイベント等で配布
広告掲載面・位置		市長が指定するページ
大きさ（縦×横）		縦58mm×横81mm
枠数		8枠
色		4色刷りフルカラー
広告掲載料（税込）		40,000円 市長が指定する期日までに納入



5 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載申込者は、「地域情報冊子広告掲載申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、広告原稿(版下)、申込担当者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写しを添えて申し込むものとする。
- (2) 申し込みは、1申込者につき1件とする。
- (3) 申込受付期間以降に広告枠に空きがある場合は、再度市HP等で募集する。
- (4) 広告原稿(版下)は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。
- (5) 広告原稿(版下)は、広告掲載の可否に関わらず返却しない。

6 市税の納付状況の調査

- (1) 地域情報冊子広告掲載申込書(様式第1号)の提出により、申込者は、日立市が申込者の市税の納付状況を調査することについて同意したものとみなす。
- (2) 前号の調査は、申込時の年度及びその前年度に納付すべきものを対象として実施する。
- (3) 第1号の調査は、広告原稿の記載に基づいて行い、記載されているのが事業者名である場合は事業者(事業者が個人であるときは代表者)を対象とし、事業者名のほかに代表者等の名称が記載されている場合は当該代表者等も対象とする。
- (4) 市内に事業所を有しない事業者は、当該事業所がある市町村の納税証明書を提出するものとする。
- (5) 個人事業主で法人格を持たない等の理由により、納税実態が事業所なく、納税証明書を提出できない場合は、個人の納税証明書を提出するものとする。

7 広告掲載の決定等

- (1) 広告掲載の決定は、先着順により行うものとする。掲載枠数内の最後の申込みが複数の者から同時にあった場合は、これらの掲載の可否は抽選により決定する。

- (2) 広告内容に係る掲載の可否は、要綱、掲載基準及びこの要領の規定に基づき判断する。また申込み後の広告内容の変更は原則受け付けない。
- (3) 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、地域情報冊子広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- (4) 広告掲載の決定の通知を受けた者は、市長が指定する期日までに掲載料の全額を前納するものとする。

以上